

鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、災害時の避難生活における良好なトイレ環境や入浴機会の確保、市町村の整備促進に向けた普及啓発及び防災意識の啓発のため、トイレカー・シャワー・手洗い器（以下、「トイレカー等」という。）の災害時の派遣及び平時の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 トイレカー等は、災害時における避難生活の良好なトイレ環境や入浴機会の確保のための派遣、平時における市町村の整備促進に向けた普及啓発及び防災意識の啓発のための展示の貸出の用途に使用する。

(保管場所)

第3条 トイレカー等は、派遣及び貸出時を除き、鹿児島県庁（以下、「県庁」という。）に保管するものとする。

第2章 災害時の派遣

(派遣対象業務及び手続き)

第4条 県内外の市町村において災害が発生した場合は、県内市町村又は被災市町村を域内に含む都道府県からの要請に基づき、被災地の被災状況等を勘案し、鹿児島県危機管理防災局危機管理課長（以下、「危機管理課長」という。）が派遣先を決定するものとする。

2 トイレカー等の派遣を希望する自治体は、トイレカー等災害時派遣要請書（様式第1号）を提出するものとする。なお、要請書を提出するいとまがない場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

3 危機管理課長は、第1項の規定によりトイレカー等の派遣先を決定したときは、次の事項を明らかにして派遣先自治体に対し、トイレカー等災害時派遣決定通知書（様式第2号）又は電話等により通知するものとする。

- (1) 引渡場所及びその時刻
- (2) 返却場所及びその時期

(トイレカー等の派遣方法等)

第5条 県がトイレカー等を引渡場所まで移動させるものとし、返却時は派遣先自治体が返却場所まで移動させるものとする。

2 派遣先自治体は、県が指定する職員（以下、「指定職員」という。）から操作方法等の伝達を受けるものとする。

(派遣期間)

第6条 トイレカー等の派遣期間は、危機管理課長が都度定めるものとする。

2 派遣期間の開始日及び終了日は、鹿児島県危機管理防災局危機管理課（以下、「危機管理課」という。）と協議するものとする。

(経費の負担等)

第7条 県内外の被災市町村等への応援に要した経費（移動費用（旅費、燃料費、道路通行料を含む。）、給水費用、汲み取り費用、清掃費用、フィルター交換費用等）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく支弁や環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の交付等を受けた場合は、当該支弁等を受けた者が負担し、それ以外の場合は、派遣先自治体が負担するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(返却の手続等)

第8条 派遣先自治体は、トイレカー等を指定された場所に返却する際は、使用した相当分の燃料の補給、汲み取り及び清掃等を行い、指定職員の立会の下、トイレカー等災害時派遣返却確認書（様式第3号）により確認を受けるものとする。

第3章 平時の貸出

(貸出対象業務及び手続き)

第9条 平時においては、県内市町村が行う次に掲げる事項について、危機管理課長が承認した場合に貸し出すものとする。なお、トイレカー等のトイレ機能などの使用は認めないものとする。

(1) 防災訓練等における展示

(2) その他県民の防災意識の啓発に資するイベント等における展示

2 借受自治体は、危機管理課長にトイレカー等平時借受申込書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 危機管理課長は、第1項の規定によりトイレカー等の貸出を承認したときは、次の事項を明らかにして借受自治体に対し、トイレカー等平時貸出承認書（様式第5号）又は電話等により通知するものとする。

(1) 引渡場所及びその時刻

(2) 返却場所及びその時期

(トイレカー等の貸出方法等)

第10条 借受自治体は、トイレカー等を引渡場所から展示場所及び展示場所から返却場所まで移動させるものとする。

2 借受自治体は、指定職員から展示に係る操作方法等の伝達を受けるものとする。

(貸出期間)

第11条 トイレカー等の貸出期間は、使用日のほか、借受及び返却に要する日を加えて概ね1回1週間以内とする。

2 貸出期間の開始日及び終了日は、原則として平日の県庁開庁時間とし、やむを得ない事情がある場合は、危機管理課と協議するものとする。

(経費の負担等)

第12条 トイレカー等の貸出期間中に要した経費は、借受自治体が負担するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(返却の手続等)

第13条 借受自治体は、トイレカー等を指定された場所に返却する際は、使用した相当分の燃料の補給、清掃等を行い、指定職員の立会の下、トイレカー等平時借受返却確認書(様式第6号)により確認を受けるものとする。

(貸出承認の取消し)

第14条 災害発生等の緊急かつやむを得ない事情によりトイレカー等を被災地に派遣する又は県が使用する必要が生じたときは、貸出前にあつては第9条第3項の規定による承認を取り消し、また現に貸出中であっても直ちに返却させることができるものとする。

第4章 その他

(法令遵守等)

第15条 派遣先自治体又は借受自治体は、トイレカー等の運用にあたって善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、関係法令を遵守しなければならないものとする。

(事故等の責任)

第16条 トイレカー等の派遣又は貸出期間中(県による引渡場所への移動期間を除く。)に発生した事故等について遅滞なく危機管理課長に報告するとともに、一切の責任は、派遣先自治体又は借受自治体において負うものとする。

(協議事項)

第17条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、派遣先自治体又は借受自治体と協議の上、その都度定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

なお、令和8年4月1日以降、要綱中の「危機管理課長」は「危機管理防災課長」に、「危機管理課」は「危機管理防災課」にそれぞれ読み替えるものとする。

(参考1) トイレカーの概要

ベース車両	軽トラック
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2室型仕様 (大便器2基) ※ 国土交通省が定める快適トイレの標準仕様に準拠 ※ 手洗い付き簡易水洗トイレ, ウォッシュレット機能付き ・ トイレ内エアコン及びバッテリー ・ トイレ用擬音装置 ・ 外部警報装置 ・ 換気扇 ・ 照明 ・ ソーラーパネル ・ 鏡 ・ 車止め
給水タンク容量	100L
汚物タンク容量	280L
トイレ使用可能回数	約200回 (メーカー情報)
寸法	長さ×幅×高さ: 370×167×265 (cm)
車両総重量	1,570kg
駆動方式	2WD・AT
乗車定員	2人
必要免許	普通自動車免許
使用燃料	ガソリン

※ ご不明な点は危機管理課までお問合せください。

(参考2) シャワーの概要

製品名	WOTA BOX (WOTA株式会社製)
主な機能	通常2人がシャワーを浴びる水量 (約100L) で約100人分のシャワーを提供できる (メーカー情報)
構成	<p>WOTA BOX本体</p> <p>寸法: 幅 820×奥行き 420×高さ 933 (mm)</p> <p>重量: 82kg (乾燥状態にて), 88kg (満水時)</p> <p>給湯器</p> <p>寸法: 幅 680×奥行き 440×高さ 980 (mm)</p> <p>重量: 約 57kg</p> <p>脱衣テント (梱包サイズ)</p> <p>寸法: 幅 1590×奥行き 290×高さ 290 (mm)</p> <p>重量: 約 20kg</p> <p>アクセサリーブック (梱包サイズ)</p> <p>寸法: 幅 1000×奥行き 420×高さ 600 (mm)</p> <p>重量: 約 24kg</p>
その他	運搬費用が別途発生します。

※ ご不明な点は危機管理課までお問合せください。

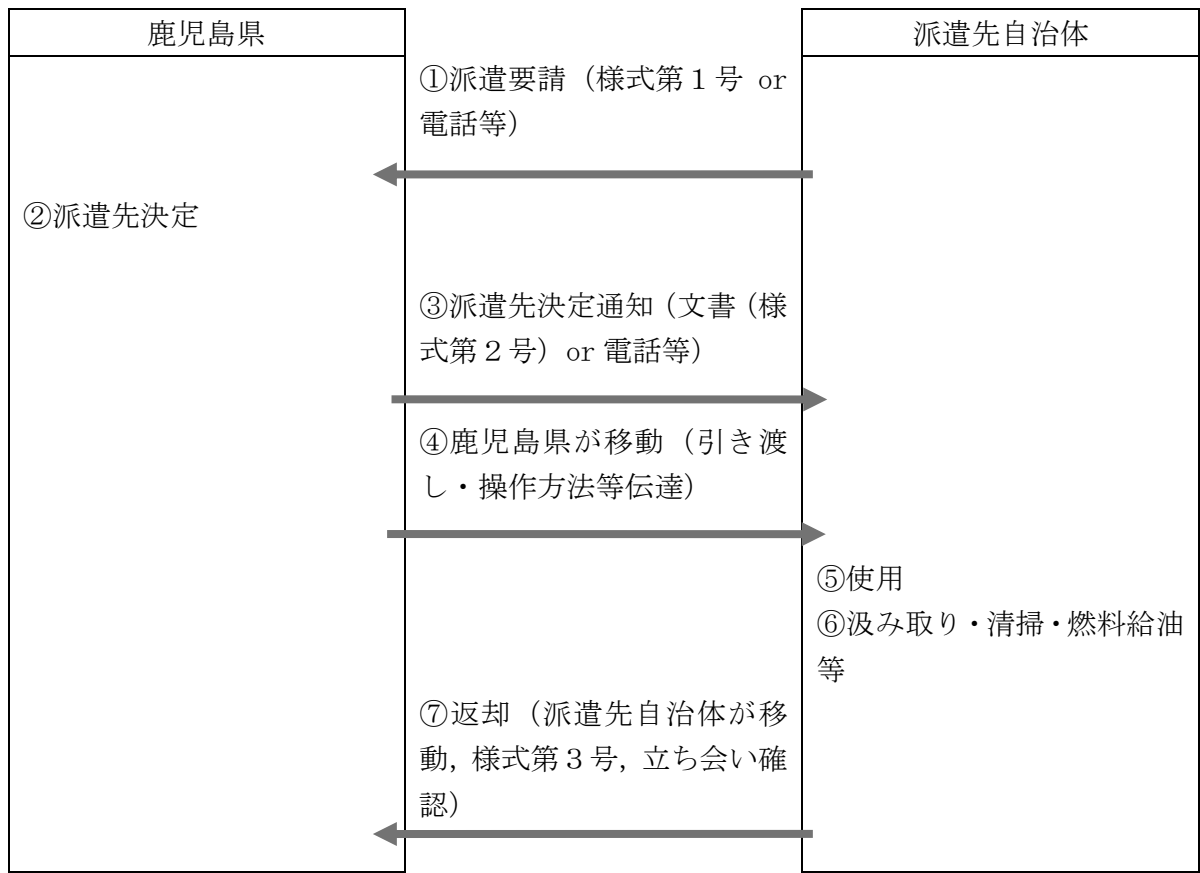
(参考3) 手洗い器の概要

製品名	WOSH (WOTA株式会社製)
主な機能	20Lの水量で、約手洗い500回分を提供できる(メーカー情報)
構成	WOSH本体 寸法：幅707×奥行き596×高さ1063(mm) 重量：80kg(乾燥状態にて) 浄水貯留：19L
その他	運搬費用が別途発生します。

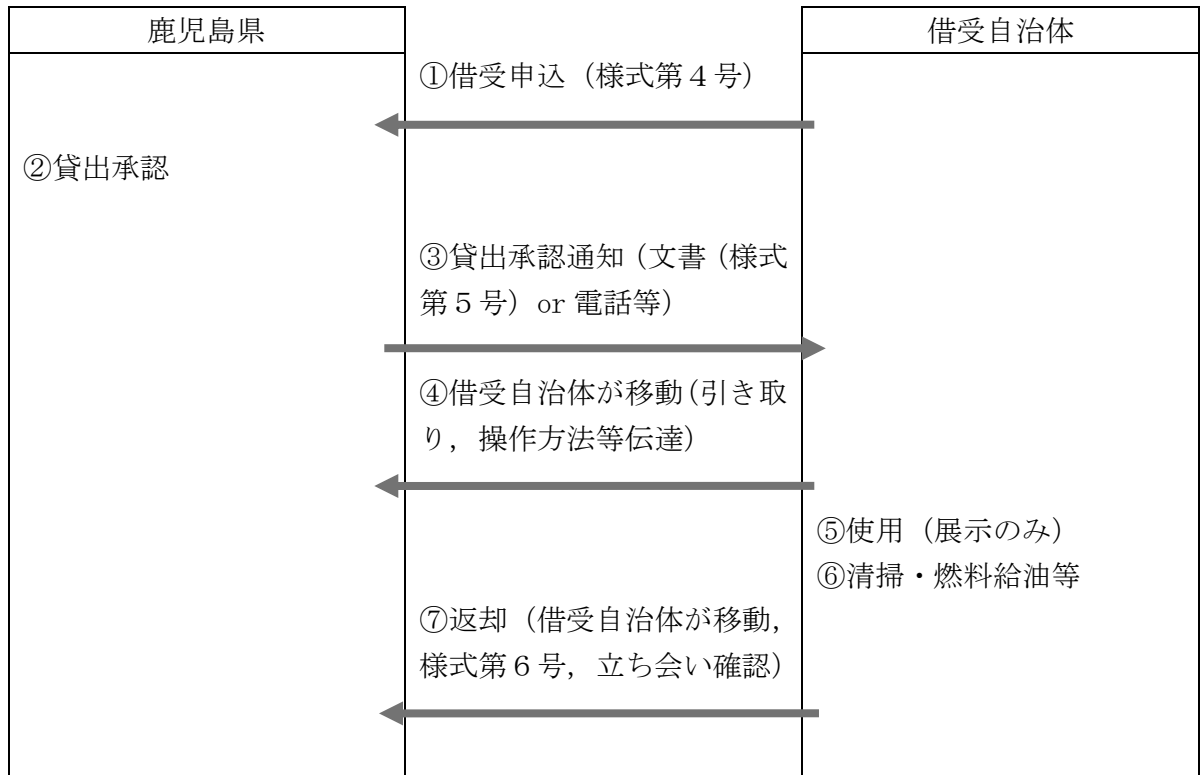
※ ご不明な点は危機管理課までお問合せください。

(参考4) 手続きの流れ

○災害時



○平時



様式第1号

トイレカー等災害時派遣要請書

年 月 日

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長 殿

(派遣先自治体長名)

鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり派遣を要請します。

記

1 派遣機材

トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 派遣期間

開始日 年 月 日 時 分から

終了日※ 年 月 日まで

3 派遣計画

(1) 使用場所

(2) 災害名等

(3) その他

※派遣終了日が未定である場合は、「当面の間」等を記載すること。

様式第2号

トイレカー等災害時派遣決定通知書

年 月 日

(派遣先自治体長名) 殿

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長

年 月 日付けの要請については、次のとおり派遣することを決定したので、鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 派遣機材

トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 派遣期間

開始日 年 月 日 時 分から

終了日 年 月 日まで

(1) 引渡場所及びその時刻

(2) 返却場所及びその時刻

3 災害名等

トイレカー等災害時派遣返却確認書

年 月 日

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長 殿

(派遣先自治体長名)

鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第8条の規定により、下記のとおり返却します。

記

1 返却機材
トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 返却日
年 月 日

3 運転記録 (トイレカー)

派遣時の走行キロ数 (A)	返却時の走行キロ数 (B)	期間中走行キロ数 (A-B)

※運用していない場合は記載不要

4 使用記録 (シャワー・手洗い器)

使用回数	フィルターの交換回数

※運用していない場合は記載不要

5 伝達事項 (不具合, 事故報告など)

————— (以下, 危機管理課記入欄) —————

○ 確認事項

- 水の抜き取りがされている。
- 清掃がされている。
- 汚水の汲み取りが完了している。(トイレのみ)
- 燃料給油がされている。(トイレのみ)
- 備品が全てそろっている。

ト イ レ : サニタリーボックス, 電源コード, 車止め

シャワー : WOTA BOX本体 (電源コードを含む, フィルター関係は本体内部にセットしておくこと), フィルターレンチ, 給湯器, 脱衣テント関係一式 (専用バッグ, テント, シート, ロープ, 固定用杭, ネームタグ), アクセサリーバッグ関係一式 (専用バッグ, スノコ, シャワーパン, 傾斜マット, 脱衣テント用照明, 排水・中間・貯水タンク, 洗浄用折りたたみタンク, 灯油ポンプ, 残留塩素試験紙, タンク洗浄用スポンジ, ブルーシート, AC変換プラグ), シャワーテント関係一式 (専用袋, テント, シャワーフック×2), チューブ関係一式 (チューブネット, シャワーホース, 1~8番チューブ)

手洗い器 : WOSH本体, フィルターA, フィルターB, フィルターC, 石けんタンク, 排水タンク, 中間タンク, 塩素タンク

※ フィルター及びタンクについては, 本体内部にセットしておくこと。

○ 確認者 職名 : 氏名 :

○ 確認日 年 月 日

様式第4号

トイレカー等平時借受申込書

年 月 日

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長 殿

(借受自治体長名)

鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり借り受けたいので承認願います。

記

1 借受機材

トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 借受期間

開始日 年 月 日 時 分から

終了日 年 月 日 時 分まで

3 借受計画

(1) 使用日時

(2) 使用場所

(3) イベント等の名称※

(4) イベント等の概要※

(5) その他

※本申込書と併せ、イベント等の概要資料、トイレカーの設置場所イメージ図を添付すること。

様式第5号

トイレカー等平時貸出承認書

年 月 日

(借受自治体長名) 殿

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長

年 月 日付けの申込については、次のとおり承認することを決定したので、鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 貸出機材

トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 貸出期間

開始日 年 月 日 時 分から
終了日 年 月 日 時 分まで

(1) 引渡場所及びその時刻

(2) 返却場所及びその時刻

3 イベント等の名称

トイレカー等平時借受返却確認書

年 月 日

鹿児島県危機管理防災局危機管理課長 殿

(借受自治体長名)

鹿児島県トイレカー・シャワー・手洗い器運用要綱第13条の規定により、下記のとおり返却します。

記

1 返却機材
トイレカー ・ シャワー ・ 手洗い器

2 返却日
年 月 日

3 運転記録 (トイレカー)

借受時の走行キロ数 (A)	返却時の走行キロ数 (B)	期間中走行キロ数 (A-B)

4 伝達事項 (不具合, 事故報告など)

————— (以下, 危機管理課記入欄) —————

○ 確認事項

- トイレの清掃がされている。
- 燃料給油がされている。
- 備品が全てそろっている。

ト イ レ : サニタリーボックス, 電源コード, 車止め

シャワー : WOTA BOX本体 (電源コードを含む, フィルター関係は本体内部にセットしておくこと), フィルターレンチ, 給湯器, 脱衣テント関係一式 (専用バッグ, テント, シート, ロープ, 固定用杭, ネームタグ), アクセサリーバッグ関係一式 (専用バッグ, スノコ, シャワーパン, 傾斜マット, 脱衣テント用照明, 排水・中間・貯水タンク, 洗浄用折りたたみタンク, 灯油ポンプ, 残留塩素試験紙, タンク洗浄用スポンジ, ブルーシート, AC変換プラグ,), シャワーテント関係一式 (専用袋, テント, シャワーフック×2), チューブ関係一式 (チューブネット, シャワーホース, 1~8番チューブ)

手洗い器 : WOSH本体, フィルターA, フィルターB, フィルターC, 石けんタンク, 排水タンク, 中間タンク, 塩素タンク

※ フィルター及びタンクについては, 本体内部にセットしておくこと。

○ 確認者 職名 : 氏名 :

○ 確認日 年 月 日